

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20131031 中庁第2号  
平成25年11月6日

関係認定経営革新等支援機関 各位

中小企業庁長官

## 中小企業・小規模事業者支援事業におけるつなぎ融資の円滑化について

地域需要創造型等起業・創業促進事業等を行う中小企業・小規模事業者や創業予定者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）を支援する事業（以下「中小企業・小規模事業者支援事業」という。）の執行に当たっては、当該事業に申請を予定している中小企業・小規模事業者等に対し事業計画の作成等に係る支援・助言について適切な御対応をいただいていることと存じます。

さて、中小企業・小規模事業者支援事業については、中小企業・小規模事業者等から補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資を円滑に受けられるようにしてほしいとの要望があがっているところです。

これを踏まえ、今般、当庁から金融庁へ、中小企業・小規模事業者支援事業の執行の円滑化を図るため、中小企業・小規模事業者等からのつなぎ融資の相談には適切に応じるよう努めること等についての各金融機関への周知を改めて求めています。各位におかれましても中小企業・小規模事業者等からつなぎ融資に関する相談があった場合は、できるだけ早く金融機関に相談するようお伝えいただくとともに中小企業・小規模事業者等に対する一層の御支援をお願いいたします。

その際、中小企業・小規模事業者等からの相談への御対応にあたっては、別添のパンフレット等を御活用ください。

なお、その他の分野についても中小企業・小規模事業者等からの相談があった場合には引き続き御支援を宜しくお願いいたします。

以上

# あなたの夢を実現しましょう

～我々が創業をサポートします～

認定支援機関のサポートにより、従来とは趣きの異なる商品やサービスを提供するビジネスにチャレンジする方に創業補助金がご活用いただけます！

創業補助金では、起業・創業する際に必要な費用の

**3分の2**を補助します(**最大で200万円**※)

※ 海外との取引による売上げを見込んでいる場合は上限が異なります。

募集期間：平成25年9月19日(木)～12月24日(火) 必着

## 創業補助金採択事例

### NICU(新生児集中治療室)を退院した赤ちゃんや、在宅ケアが必要な小児を、訪問介護を通して支援したい！！

例)小児医療に従事した経験から、子供専門の訪問介護の必要性を痛感し、病院と地域コミュニティの隙間を埋めることが出来る「こども訪問看護ステーション」の開業を決意。

NICU(新生児集中治療室)を退院した赤ちゃんや在宅ケアが必要な小児を対象に、小児看護の経験豊富な看護師による訪問看護を通して、専門性の高い医療ケアの指導や育児相談、清潔ケアなど、家族の日常生活を支援したい。



補助金の申請から事業計画策定、実行を「認定支援機関」が、サポートします。

- \* **認定支援機関**とは、地域の金融機関や税理士、弁護士、中小企業診断士などのうち国の認定を受けた機関で、事業計画の策定の支援や、それぞれの機関の専門分野のアドバイスが受けられます。
- \* 補助金の申請には、認定支援機関に、**事業計画の実効性等が確認されている必要があります。**

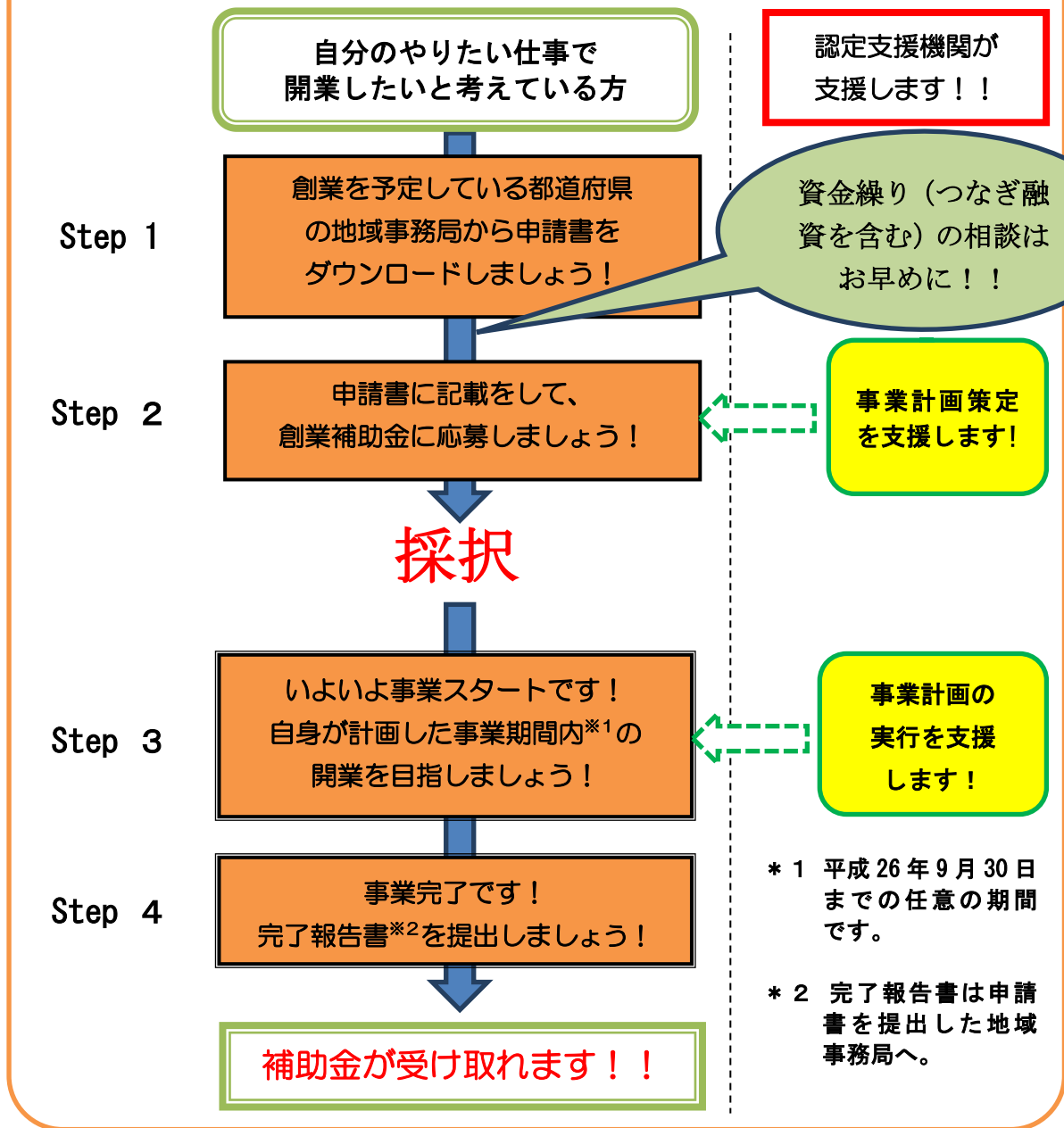
認定支援機関は、中小企業庁のホームページで確認できます。

中小企業庁 認定支援機関

検索 🔍



# 創業補助金～申請から補助金を受け取るまで～



事業上の資金繰り(本補助金に係るつなぎ融資<sup>\*</sup>を含む)については、お早めに金融機関にご相談ください。

※ 「つなぎ融資」とは、採択から事業完了後に補助金を受け取るまでの間、金融機関から融資を行い、事業が円滑に進むよう支援を行うものです。

なお、融資にあたっては、金融機関の審査に時間を要するため、お早めに金融機関にご相談ください。

詳細のお問い合わせは各都道府県の地域事務局へ！

地域事務局の連絡先は（独）中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。

